

# 令和6年度「イングリッシュキャンプ in あいち」実施要項

## 1 目的

さまざまな国の人たちとオールイングリッシュによる共同生活を送ることで、英語に対する自信と興味・関心を高め、異文化体験を通して相互理解の大切さを学ぶ。

## 2 主催

愛知県教育委員会

## 3 実施日時

### (1) サマーキャンプ前期

令和6年8月11日（日）から8月12日（月）まで（1泊2日）

### (2) サマーキャンプ後期

令和6年8月18日（日）から8月19日（月）まで（1泊2日）

### (3) オータムキャンプ

令和6年11月2日（土）から11月3日（日）まで（1泊2日）

## 4 実施場所

サマーキャンプ 愛知県美浜自然の家（愛知県知多郡美浜町大字小野浦字宮後1-1）

オータムキャンプ 愛知県旭高原自然の家（愛知県豊田市小滝野町坂38番地25）

## 5 参加対象者

県内の小学校6年生、中学校生徒及び県立高等学校生徒

（小・中学校については、名古屋市立、国立及び私立を除く。）

## 6 定員

サマーキャンプ前期、サマーキャンプ後期、オータムキャンプ 各40人

## 7 内容

### (1) クラス及び対象児童生徒

| クラス   | 対象児童生徒                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初級クラス | 小学校6年生から中学校2年生まで<br>＊英語に興味・関心をもち、本人が参加を希望している児童生徒                                                   |
| 中級クラス | 中学校2年生から高等学校1年生まで（英検3級程度）<br>＊英語に興味・関心をもち、英検などの外部検定試験の資格の取得を考えるなど、目的をもって意欲的に英語学習に取り組んでいる生徒          |
| 上級クラス | 高等学校1年生から高等学校3年生まで（英検準2級程度以上）<br>＊英語に興味・関心をもち、英検などの外部検定試験の資格の取得や海外留学を考えるなど、目的をもって意欲的に英語学習に取り組んでいる生徒 |

＊各クラスを5名程度の小グループに分割する。

### (2) 指導者及び講師等

県教育委員会指導主事、専任スタッフ、外国人講師（ALT）、ボランティアスタッフ（大学生留学生等）等

クラスごとに外国人講師2名及び各クラスを分割した小グループごとにボランティアスタッフ1名を配置する。

(3) 指導内容（予定）

- ア 英会話レッスン（クラス別）      ゲーム、インタビュー、ディスカッションなど
- イ 交流イベント      留学生・ALTとの交流タイム、スポーツ大会など
- ウ 自然体験活動      ウォークラリー、キャンプファイヤー（サマーキャンプのみ）など
- エ 英語による発表会（クラス別）      歌、スピーチ、プレゼンテーションなど

**8 参加費用**

宿泊費、食費、国内旅行傷害保険料、移動費は個人負担とする。

**9 応募**

(1) 応募方法

ア 高等学校

参加希望者は、9(2)に示した応募期間内に参加申込書（別紙様式1）を学校に提出する。  
参加希望者のあった学校は参加申込書を取りまとめ、参加者一覧表（別紙様式2）を作成し、  
県教育委員会高等学校教育課長宛に提出する。

イ 小・中学校

参加希望者は、9(2)に示した応募期間内に参加申込書（別紙様式1）を学校に提出する。  
参加希望者のあった学校は参加申込書を取りまとめ、参加者一覧表（別紙様式2）を作成し、  
各市町村教育委員会を通じて県教育委員会義務教育課長宛に提出する。

(2) 応募期間

令和6年5月20日（月）から5月31日（金）まで（予定）

**※ 今年度は、サマーキャンプとオータムキャンプと同時に募集をします。**

※ 応募期間は、高等学校と小・中学校で異なることがありますので、募集要項で御確認ください。

(3) 参加者の決定

希望者が多数の場合は、県教育委員会が学校種等を考慮した上で抽選により参加者を決定する。高等学校分の選考結果は、各学校長宛に通知する。また、小・中学校分の選考結果は、各教育事務所及び各市町村教育委員会を通じて各学校に通知する。

**10 その他**

- (1) キャンプに関するマニュアルや事前学習教材を実施の1か月程度前に参加者の自宅に送付する。
- (2) 参加者には、委託業者が加入する傷害保険の補償内容を示し、不足する内容については各自の加入をお願いする。
- (3) 参加決定後に参加を辞退した場合は、参加費用の一部又は全部の支払いをお願いすることがある。